

第4章 夢と志をもち、可能性に挑戦しようとする力を育む教育

第1 自分の未来を切り拓く力を育むキャリア教育の充実

1 キャリア教育の推進

(1) 中学校における「職場体験活動」の実施

都内公立中学校、義務教育学校、中等教育学校の生徒を対象に、社会の一員としての自覚を促すとともに、望ましい社会性や勤労観・職業観を育成するため、中学生の職場体験事業を実施している。

中学校第2学年の生徒が、学校を離れ、地域商店、地元企業、民間企業、公的施設などの職場で実際に仕事を体験している。

(2) インターンシップ事業の促進

平成18年度に都内国際ロータリーとインターンシップ事業に関する基本協定を締結し、平成19年度から、国際ロータリーと連携したインターンシップ事業を各都立高等学校等で実施している。

・令和4年度： 第2580地区実施なし、第2750地区4校実施

(3) 都立高等学校における起業・創業に関する教育の推進

都立高校等に通う起業・創業に興味のある潜在層を対象として、夏季休業期間に講座を開講し、社会起業家の講演から起業の社会的意義や問題解決がビジネスにつながることを学び、フィールドワークやビジネスプランの作成等といったプログラムを実施し、自分で考え方行動ができるアントレプレナーシップを身に付け、将来の生き方の一つに起業という選択肢も含められる柔軟な発想をもつ人材の育成を目指す。

(4) 実地に学ぶ商業教育の推進（再掲）

（Ⅱ第1部第2章第1 73ページ参照）

(5) 企業・NPO等と連携した「都立高校生の社会的・職業的自立支援教育プログラム事業」の実施

都立高校生が、社会や職業について、実感を持って理解しながら、将来、社会人・職業人として自立して生きていく上で必要な能力や態度等を身に付けることができるようにするために、企業や大学、若者支援に関する専門的知識や経験を有するNPO等との連携の下、学校ニーズに対応した多様な参加体験型の教育プログラムを、全ての普通科高等学校等で実施している。

・令和4年度実績

- ① 実施校数 139校
- ② 協力団体 54団体
- ③ 実施プログラム数（延べ） 556プログラム

2 主権者として社会に参画する能力の育成

(1) 全都立学校への全国紙等の配布

平成29年度から主権者教育の資料として、全ての都立高等学校及び中等教育学校の学校図書館等の生徒及び教職員が閲覧できる場所に、新聞及び関連図書を配置している。これは、公職選挙法の改正により選挙権年齢が18歳以上に引き下げられたことを受け、社会の問題を多面的・多角的に考察し、判断する力を育成することを目的として行っている。

(2) 主権者意識の醸成

平成28年6月に、選挙権年齢を満18歳以上に引き下げる改正公職選挙法が施行されたことを契機に、国家・社会の形成者としての資質や能力を育むことが、これまで以上に求められている。都立高等学校等において、次の取組を行った。

ア 教材等の作成及び配布

(ア) 生徒用副教材「有権者になることについて考えてみよう！」の作成・配布

国が作成した副教材「私たちが拓く日本の未来」等に基づき、違法な選挙運動を行なわないようにするための公職選挙法・選挙制度の理解促進や、現実の具体的な政治的事象を取り扱うことによる政治的教養の育成に重点を置いた副教材を、全都立高校生に配布した。

(イ) リーフレット「民主主義ってなんだろう？」の作成・配布

議会制民主主義の確立の背景や経緯等について体系的に理解するとともに、法による支配、国民主権、権力分立等民主主義の基本原理について深く学ぶための導入教材を、全都立高校生に配布した。

(エ) 授業における主権者教育の展開

人間としての在り方生き方に関する、都立高等学校における都独自の教科「人間と社会」において、主権者としての自覚に関する議論やケーススタディを展開した。

(オ) 選挙に対する意識の啓発

都立高校生の選挙の投票に対する意識を啓発するとともに、公職選挙法に対する理解を深めるため、選挙啓発カードを作成し、全ての都立高校生に配布した。

公職選挙法に抵触する事例を基に、全ての生徒に、主な選挙期間中の禁止事項について考えさせるとともに、投票するまでの流れについて確認させた。

3 高等学校における東京都独自の教科「人間と社会」の実施

(1) 都独自教科「人間と社会」の実施

平成28年度から、全ての都立高等学校及び都立中等教育学校において、平成27年度まで実施してきた教科「奉仕」を発展させて、人間としての在り方生き方に関する東京都独自の教科「人間と社会」を設置している。

道徳性を養い、判断基準（価値観）を高めることで、社会的現実に照らし、よりよい生き方を主体的に選択し行動する力を育成することを目標として、演習や体験活動を取り入れ、道徳教育とキャリア教育を一体化して学習している。体験活動では、奉仕体験活動に加え、インターンシップ等を行うことにしている。



東京都教育委員会が作成した教科書は、「地域社会を築く」、「人間関係を築く」、「支え合う社会」、「スマートフォン時代のコミュニケーション」、「自然と人間の関わり」、「学ぶことの意義」、「働くことの意義」、「文化の多様性」など、序章、最終章を含め21章で構成している。

4 将来の東京の教育を担う意欲ある人材の育成・確保

(1) 東京学芸大学との高大連携の推進

将来の東京の教育を担う人材の育成に向けて、小金井北高等学校において、希望する生徒に教師としての基本的な素養や職業意識等を育成するとともに、その学びを大学での専門的な学びにつなげる。

- ア 教員の魅力を伝えるセミナーや大学見学会を含めた特別セミナーの実施
 - イ 教職大学院生による専門教科・科目のワークショップへの参加
 - ウ 教員養成分野における専門的な講義や研究活動を実施
 - エ 学習ボランティアのスタッフとして教員体験
- 地元の小学校で、放課後の学習ボランティアのスタッフとして参加し、児童への指導を体験するとともに、大学院生が指導・助言を行う。

5 知的障害特別支援学校における職業教育の充実

(1) 就業技術科と職能開発科による職業教育の展開

知的障害が軽度の生徒を対象とした就業技術科を5校開校し、ビルクリーニングやロジスティクス等の各コースにおいて、企業O B等の民間の専門技術者を講師に招き、専門的な校内実習を実施するとともに、就業体験（インターンシップ）や現場実習を積極的に行い、十分な企業経験を積むために教育を実施するなど、民間や関係機関と連携した就労支援や職場定着支援の充実に努めてきた。こうした取組の成果もあり、

就業技術科の卒業生は9割を超える高い企業就労率を達成している。

また、就業技術科設置校5校の開校や、普通科における教育課程の類型化、教育内容・方法の充実、清掃や喫茶に関する技能検定の実施や、就労支援アドバイザーを活用した就労支援体制の整備などの様々な実績を踏まえ、知的障害が軽度から中度の生徒を対象とした職能開発科を都立特別支援学校4校に設置した。このほか、令和5年4月に青島特別支援学校に設置するなど、4校へ職能開発科の設置を進める。

第2 障害のある児童・生徒の能力を最大限に伸ばし、自立と社会参加・貢献を実現するための教育の充実

1 「東京都特別支援教育推進計画（第二期）」に基づく取組の推進

（1 第5章2 47ページ参照）

(1) 都立知的障害特別支援学校における規模と配置の適正化の推進

在籍者数の将来推計を踏まえ、都立知的障害特別支援学校について、学校の新設や増改築をはじめとした多様な方法を用いて、教育環境の充実を図る。

(2) 児童・生徒の通学環境の改善（スクールバスの充実）

平均運行時間が60分を超えるコースについて、バスの小型化やコース設定を工夫することにより、平均乗車時間の短縮に努める。

(3) 都立知的障害特別支援学校における就労支援の取組の推進

ア 民間のシンクタンクを活用した企業開拓委託

（7）特別支援学校高等部生徒の現場実習先や雇用先の開拓等に関する情報収集を委託し、企業就労を一層の促進を図っている。

（4）進路指導教員とともに企業開拓業務を行う就労支援アドバイザーを配置し、更なる開拓数の増加を促進している。

イ 特別支援学校就労支援体制

「東京都就労支援員（会計年度任用職員）」を配置し、実習先や雇用先企業の開拓や情報管理、卒業後の職場定着に向けての体制づくりなど、特別支援学校における効果的な就労支援事業等を行っている。

ウ 障害者雇用に対する理解促進

（7）企業向けセミナーの開催により、障害者雇用に関する理解促進を行うとともに、雇用及び実習受入れ等の協力を依頼している。

（4）特別支援学校生徒の企業就労に向けて、産業労働局等の開催する障害者雇用支援フェアへ積極的に協力し、企業等の障害者雇用への理解推進及び雇用促進を図っている。

エ 職業教育の充実

（7）特別支援学校技能競技大会を開催し、生徒が日頃の学習の成果を企業に対して発表する機会を設けている。

（4）就業技術科及び職能開発科の産業現場等における実習の促進を図っている。

（4）特別支援学校就労支援委員会を開催し、就労支援における課題解決の方法等を協議することにより、進路指導担当者の力量の向上を図っている。

(4) 医療的ケアの充実

- ア 「都立特別支援学校における人工呼吸器による医療的ケアを必要とする子供の安全な学校生活のためのガイドライン」に基づき、肢体不自由特別支援学校全校で人工呼吸器の管理を実施
- イ 通常の食事に近い初期食による給食を食べさせたいという保護者の要望を受け、準備の整った肢体不自由特別支援学校から、順次初期食の注入による給食の提供を開始
- ウ 都立特別支援学校全校で付添い期間の短縮化に向けた事業に取り組み、入学後の医療的ケア実施のための一連の手順を入学前から開始

(5) 小学校、中学校及び高等学校等における発達障害のある児童・生徒への支援 (再掲)

(Ⅱ第1部第1章第1 67ページ参照)

2 医療的ケアを必要とする児童・生徒への安全な教育環境の提供

(1) 医療的ケアの充実 (再掲)

(Ⅱ第1部第4章第2 94ページ参照)

3 学校におけるインクルージョンに関する研究

(1) 学校におけるインクルージョンに関する研究 (再掲)

(Ⅱ第1部第1章第1 67ページ参照)

第3 社会的な自立を支援する学びのセーフティネットの構築

1 給付型奨学金による支援

家庭の経済状況にかかわらず、多様な教育活動に主体的に参加する機会を確保することを目的に、一年度当たりの給付限度額を上限に、生徒に必要な経費を保護者に代わり、東京都が支払う制度である。（Ⅱ第2部第8章第2 181ページ参照）

2 学校と家庭との連携を図る取組の充実

(1) 学校と家庭の連携推進事業

いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など生活指導上の課題に対応するため、問題を抱える児童・生徒に直接関わるとともに、その保護者からの相談に応じる「家庭と子供の支援員」（民生・児童委員、保護司、青少年委員、退職教員、退職警察官、心理学系大学生等）を小・中学校に配置する。

「家庭と子供の支援員」と教員が家庭訪問等を行い、児童・生徒やその保護者へのアドバイスや情報提供等を行う。

3 都立学校における生徒の自立に向けた支援の充実

(1) 都立学校における不登校・中途退学対応

ア 「継続派遣校」の指定

不登校や中途退学などの課題が特に顕著な都立学校として東京都教育委員会が「継続派遣校」を指定する。

イ 「自立支援チーム」継続派遣校における自立支援担当教員の指名

校長は、不登校・中途退学対応の中心的役割を担う自立支援担当教員を指名する。

ウ 自立支援担当教員連絡会の実施

自立支援担当教員の資質向上を目的とした連絡会を実施する。

エ 不登校・中途退学対応に向けた校内体制の整備と自立支援チームや関係機関との連携

(ア) 自立支援担当教員は、校内研修を企画し実施する。校内研修では、支援の必要な生徒・家庭への教員の理解と対応力を深め、校内体制を整備するため、自立支援チームの役割や、外部機関との連携等について周知する。

(イ) 自立支援担当教員は、自立支援チームと連携したケース会議を企画し、支援が必要な生徒に関する情報を教員間で共有し、外部機関との連携・調整等を行う。

(2) 都立学校における「自立支援チーム」の取組

ア 繼続派遣校を対象とした「自立支援チーム」の派遣

継続派遣校に対し、学校経営支援センターと緊密に連携しながら「自立支援チーム」のスタッフを定期的に派遣し、一人一人の生徒等に応じた支援を継続的に実施する。

イ その他の都立学校を対象とした「自立支援チーム」の派遣

継続派遣校以外の都立学校についても、学校経営支援センターと緊密に連携し、当該校からの要請に応じて「自立支援チーム」のスタッフを派遣し、生徒の状況を踏まえてきめ細かな支援を実施する。

(3) ユースソーシャルワーカー（主任）の配置

急迫した対応を要する困難なケースに対し、迅速かつ的確な課題解決を図るため、高度な専門的知識や豊かな支援経験を有するユースソーシャルワーカー（主任）を配置する。

ユースソーシャルワーカー（主任）は、継続派遣校での支援困難なケースに対して、ユースソーシャルワーカー等へ助言等を実施するほか、継続派遣校以外の都立学校に対しても、学校が抱える困難なケースに対して、学校へ訪問するなどして支援を行う。

4 区市町村教育委員会における不登校対策に関する取組への支援

(1) 「児童・生徒を支援するためのガイドブック」の活用推進

不登校への対応を「未然防止」「早期支援」「長期化への対応」に分類し、学校において、児童・生徒一人一人の状況に応じた適切な支援が行えるように、「児童・生徒を支援するためのガイドブック」を平成30年度に作成し、都内全公立小・中学校、区市町村教育委員会及び教育支援センターに配布した。また、ガイドブックの内容について、校内研修等で理解を深めるための補助資料「研修ミニキット」を活用し、教職員の理解・啓発に努められるようにした。また、区市町村教育委員会の要請に応じ、都教育委員会指導主事等が研修講師として研修を実施するなど、適切なアセスメント手法や効果的な支援の内容・方法などを普及する。

(2) 教育支援センターの機能強化補助事業の実施

都教育委員会は、不登校の児童・生徒への無償の学習機会を確保するため、区市町村の設置する教育支援センターが、不登校児童・生徒への支援の中核的な役割を果たし、一人一人の多様な状況に対応することで、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的自立を目指すことができるようになりますを目的とし、希望する区市町村に対し、以下のアからエまでの区分に係る事業について、必要な経費の一部を補助する「教育支援センター機能強化補助事業」を実施している。

ア 教育支援センターの新規設置（分教室含む。）

- イ 教育支援センターへの人材配置
- ウ 教育支援センターの運営や講座の充実等における民間事業者の活用
- エ 教育支援センターの施設整備及び学習環境の充実

(3) 教育支援センター支援員等連絡会

教育支援センターにおいて、不登校児童・生徒の支援に当たる支援員、相談員、心理職等を対象とし、有識者等の講演や効果的な取組等について協議を行い、その内容を各教育支援センターにおける取組等に生かすことで、不登校児童・生徒の社会的自立に向けた支援の充実を図る。

(4) 不登校特例校の設置支援

学校教育法施行規則に基づき、不登校児童・生徒を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成し実施する不登校特例校について、新たに設置を計画している区市町村教育委員会に対し、制度に関する情報提供や文部科学省への指定申請手続を支援するほか、学習環境の整備に向けた支援を行う。

(5) 東京都教育相談センターにおける不登校・中途退学者への支援

高等学校を中途退学した方や高等学校での就学経験のない方等、また、進路選択を控えながらも小・中学校で不登校の状態にある方やその保護者等を対象に、「青少年リスタートプレイス事業」（就学サポート、リスタートのための学校説明会）、「思春期サポートプレイス事業」（講演会、グループミーティング）を行い、就学に向け支援をする。（Ⅲ第5章第5 267ページ参照）

5 チャレンジスクール・昼夜間定時制高等学校の充実

(1) チャレンジスクール・昼夜間定時制高等学校の充実

チャレンジスクール及び昼夜間定時制高校において、午前部・午後部・夜間部に分かれている授業時間帯のより柔軟な運用による学習の充実など、多様な生徒の個々の状況に合わせた教育環境を提供し、社会的に自立できる力の育成を図っていく。

6 高等学校通信制課程におけるサポート体制の充実（再掲）

(1) 高等学校通信制課程におけるデジタル環境の整備（再掲）

（II 第1部第1章第1 66ページ参照）

(2) 学びのセーフティネット事業（再掲）

（II 第1部第1章第1 66ページ参照）

7 区市町村教育委員会及び学校とフリースクール等との連携の推進

(1) 不登校対応加配教員配置校、不登校特例校、教育支援センター、フリースクール等協議会の開催

学校や教育関係機関の関係者と、不登校児童・生徒への支援を行っているフリースクール等の関係者が、それぞれの取組についての情報共有や課題解決に向けた協議等を行い、不登校児童・生徒の社会的自立に向け、連携した支援を行えるようにする。

(2) 「未来を創るかけがえのない子供たちの自立に向けて」の活用推進

不登校の子供たちに関わる教職員や保護者等が、支援の在り方についての理解を深め、関係機関と連携することを目的に、「未来を創るかけがえのない子供たちの自立に向けて」を令和3年度に作成し、都内全小・中学校等に配布した。この資料を活用し、区市町村教育委員会と連携して、教職員及び保護者の理解促進を図る。

(3) フリースクール等に通う不登校児童・生徒支援調査研究事業の実施

不登校児童・生徒個々の状況に応じ、社会的自立に向けた支援が行えるよう、フリースクール等に通う不登校児童・生徒及び保護者の支援ニーズや進路、フリースクール等での活動内容等を把握し、今後の都教育委員会の施策立案に生かす。

8 外部人材を活用した授業以外の場における学習支援の充実（再掲）

(1) 「地域未来塾」の促進（再掲）

（II 第1部第1章第1 68ページ参照）

(2) 「スタディ・アシスト事業」の実施（再掲）

（II 第1部第1章第1 69ページ参照）

(3) 「校内寺子屋」の推進（再掲）

（II 第1部第1章第1 69ページ参照）

9 病院内教育におけるＩＣＴ機器の活用

(1) 病弱教育支援員による学習支援の更なる充実

平成29年度より、東京都特別支援教育推進計画（第二期）に基づき、病弱教育支援員を病院へ派遣するとともに、必要なＩＣＴ機器を配備し、入院中の児童・生徒の学習機会の確保を図っている。

(2) 病院内教育における分身ロボットの活用

病院内分教室を設置する特別支援学校5校に分身ロボットを配備し、分教室での授

業や校外学習等への参加に活用するなど、入院中の児童・生徒の状況に応じた学びの実現を図っている。

10 高等学校における外国人生徒等に対する教育環境の整備

(1) 都立高等学校における在京外国人生徒等に係る募集規模の検討

中学校における日本語指導が必要な在京外国人生徒数の動向や、在京外国人生徒が居住する地域のバランス等を踏まえながら、入学者選抜における在京外国人生徒対象募集枠が適切な応募倍率となるよう、都立高等学校における募集枠の設置や方法について検討した。

令和5年度都立高校入学者選抜に当たっては、都立杉並総合高等学校の募集人員を5名増やし、合計8校・160人（4月募集）で在京外国人生徒を対象とした入学者選抜を実施した。

(2) 在京外国人生徒等の日本語習得に向けた支援

都立学校において、日本語指導が必要な外国人生徒等に日本語習得に向けた指導を行っている。

- ・外部人材活用事業 対象生徒数：215人（令和4年度）